

松原市高齢者自転車用ヘルメット購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車を利用する高齢者のヘルメット着用を促進し、事故被害による頭部受傷の軽減を図るために交付する松原市高齢者自転車用ヘルメット購入費助成金（以下「助成金」という。）に関して、松原市補助金等交付規則（昭和50年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (2) ヘルメット 高齢者が着用する自転車用ヘルメットで、一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合しているものその他これと同等以上の安全基準（以下「ヘルメット安全基準」という。）に適合していると市長が認めるものをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱に基づく助成金交付の対象者は、ヘルメットを購入した高齢者で、購入の日から第5条に規定する申請の日までにおいて、本市に住所を有し、現に居住しているものとする。

2 助成金の対象となるヘルメットは、1個を限度とし、中古品又は転売品を除くものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、ヘルメットの入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、2,000円を限度とする。

(申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、ヘルメットを購入した日から6箇月以内に松原市高齢者自転車用ヘルメット購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメット購入に係る領収書（申請者の氏名、購入品名並びに販売店の名称及び住所が明記されている原本、内訳記載がないものについては、別途内訳明細書）
- (2) 保証書の写し（製造年月日及び保証期間並びに申請者の氏名及び住所が明記され、購入先の分かるもの）
- (3) ヘルメット安全基準に適合していることを証する書類又はSGマーク等が貼付されている箇所の写真
- (4) 運転免許証、パスポート、保険証その他申請者の氏名、住所及び生年月日の記載がある公的機関が発行した身分証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、提出書類等を審査し、助成金の交付の可否を決定し、交付する場合は松原市高齢者自転車用ヘルメット購入費助成金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しない場合は松原市高齢者自転車用ヘルメット購入費助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金の交付を行うものとする。

(助成金の返還)

第7条 助成金の交付を受けた者は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金を速やかに返還しなければならない。

(実施の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施し、同日以後に購入したヘルメットに係る申請について適用する。